

# 建築基準法第93条第5項及び第6項に基づき保健所長が行う建築確認申請時審査及び指導に係る事務手続要領

平成17年5月20日 保健所長決定  
一部改正 令和8年3月5日 保健所長決定

## 1 目的

この要領は、建築基準法第93条第5項及び第6項に基づき、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」(以下「ビル衛生管理法」という。)(昭和45年法律第20号)第2条第1項に規定する特定建築物に係る建築確認申請時における審査及び指導を円滑に行うため、手続その他必要な事項を定める。

## 2 定義

板橋区保健所長(以下「保健所長」という。)(が、建築基準法第93条第5項に基づき建築主事又は指定確認検査機関(以下「建築主事等」という。)(からの通知を受けた時に行う「審査及び指導」とは、当該建築物がビル衛生管理法に基づく特定建築物に該当するか否かを判断するとともに、当該建築物の計画に関して、建築確認申請者(以下「申請者」という。)(に対し、建築物における衛生的環境を確保する見地から行う審査及び指導をいう。

## 3 事務手続

建築主事等から建築基準法第93条第5項に基づく通知を受けた保健所長は、次のとおり事務手続を行う。

### (1) 該当適否審査

当該建築物がビル衛生管理法第2条第1項に規定する特定建築物に該当するか否か審査を行う。

### (2) ビル衛生管理法に係る審査及び指導

(1)により特定建築物に該当する、又は該当する可能性があると判断した時は、「ビル衛生管理の建築確認申請時審査に係る指導要領」(都要領)に基づき、審査及び指導を行う。

### (3) 改善指導

審査の結果、改善を必要とする事項があった場合には、その項目別に「建築確認申請時審査指導事項」(様式1)により申請者に示し、当該指導事項に係る措置について、「回答書」(様式2)の提出を求める。

### (4) 意見書の送付

審査及び指導を終了後、建築基準法第93条第6項に基づき、建築主事等に対して「通知・意見書」(様式3)を作成し、送付する。

## 4 相互協力

審査及び指導を円滑に実施するため、建築物衛生行政担当者は相互に協力を図るものとする。

### 付 則

この要領は、平成17年6月1日から施行する。

### 付 則

この要領の一部改正は、令和8年4月1日から施行する。

(様式1)

年 月 日

建築確認申請者 様

同 代理人 様

東京都板橋区保健所長

### 建築確認申請時審査指導事項

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に関する建築確認申請時審査の指導事項は、下記のとおりです。

- 1 建築物名称
- 2 所在地

記

項 目	指 導 事 項
上記指導事項について、別紙回答書を 年 月 日までに下記に提出してください。 (提出先)	

(様式2)

年 月 日

(あて先) 東京都板橋区保健所長

建築確認申請者

同 代理人

## 回 答 書

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に関する 年 月 日に実施した建築確認申請時審査の指導事項について、下記のとおり措置したので、回答します。

- 1 建築物名称
- 2 所在地

### 記

指導事項	措 置 内 容

(様式3)

様

年 月 日

東京都板橋区保健所長

通 知 書  
意 見 ※1)

年 月 日付 第 号で、建築基準法第 93 条第 5 項の規定により通知のあった下記の建築物については、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき別紙のとおり指導したので、建築基準法第 93 条第 6 項の規定により通知します。

※1) なお、建築確認にあたっては下記意見欄の事項について特段のご配慮をくださるよう意見を申し述べます。

記

建築物名称 ※2)			
所在地 ※2)			
申請者	氏名 ※2)		
	住所 ※2)		
規模	階 層	地上 階、 地下 階	
	建築面積	m <sup>2</sup>	
	延床面積	m <sup>2</sup>	
用途		(主) (従)	
申請年月日		年 月 日	
竣工予定年月		年 月	
処 理 経 過	通知書受理	年 月 日	
	指 導	第 1 回	年 月 日
		第 2 回	年 月 日
			年 月 日
(意見欄 ※1)			

※1) 意見がない場合には、意見書・意見欄を消す。

※2) 特定建築物に該当しない場合は、当欄のみ記入し意見欄にその旨記載する。

建築物名称		
	現 設 計	指 導 内 容
空気調和設備		
飲料水設備		
雑用水設備		
排水設備		
清掃・廃棄物等		
防虫・防蟻構造		
化学物質対策		
その他		
設計事務所及び担当者		